

○ 「在留外国人の安全の確保に向けた総合対策の基本方針」の改正について（通達）

〔 令和6年4月26日付け組対甲達第33号等  
石川県警察本部長から部課署長あて 〕

対号 令和元年6月28日付け組対甲達第24号、務甲達第84号、生企甲達第115号、  
刑企甲達第93号、交企甲達第83号、公甲達第90号「在留外国人の安全の  
確保に向けた総合対策の推進について（通達）」

近年、在留外国人は増加傾向にあり、令和5年6月末現在の全国の在留外国人数は約322万人となったほか、就労する外国人についても令和5年10月末現在で約205万人となるなど、いずれも過去最高を記録している。

こうした中、政府においては、外国人材の受入れ・共生のための取組をより強力かつ包括的に推進していく観点から、平成30年12月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月25日外国人材の受入れ・共生のための関係閣僚会議決定）（以下「総合的対応策」という。）を決定し、以後、改訂を重ねながら内容の充実が図られているところ、直近では、令和5年6月に総合的対応策（令和5年度改訂）（別添）が取りまとめられ、警察においてもこれに基づき各種具体的施策を実施することとされている。また、「「世界一安全な日本」創造戦略2022」（令和4年12月20日閣議決定）においても、外国人と円滑なコミュニケーションを図り、その安全安心を確保することを通じて、共生を図っていく必要があるとされている。

これらを踏まえ、「在留外国人の安全の確保に向けた総合対策の基本方針」を別紙のとおり改正したので、関係行政機関等と連携し、各施策を積極的に推進されたい。

なお、対号は廃止する。

## 在留外国人の安全の確保に向けた総合対策の基本方針

### 1 目的

在留外国人の安全の確保に向けた総合対策（以下「総合対策」という。）は、在留外国人の実態を踏まえ、外国人コミュニティ（在留外国人が多く集住する地域、在留外国人が多く所属する企業及び学校等並びに在留外国人が多く集まる繁華街及び商業施設等をいう。）を対象として、関係行政機関、住民団体、企業等（以下「関係行政機関等」という。）と協調し、各種警察活動を的確に行うことにより、

- ① 在留外国人に係る犯罪被害の防止
- ② 外国人コミュニティへの犯罪組織の浸透の防止等を図ることを目的とする。

### 2 実施すべき施策

#### (1) 各種警察活動の推進

警察が行う防犯・交通安全についての広報啓発活動、通訳人との連携等による巡回連絡、110番通報講習、自主防犯団体との合同パトロール、犯罪の取締り、災害対策、テロ対策等の各種活動は、在留外国人に係る犯罪被害の防止や外国人コミュニティへの犯罪組織の浸透の防止等に効果的であることに加え、法の不知による犯罪への加担を防ぐなど、在留外国人を孤立させることなく、社会を構成する一員として受け入れていくとの観点からも効果的である。また、ライフステージ・ライフサイクルに応じた施策を実施することも効果的である。

各所属は、このような効果を十分認識した上で、外国人コミュニティとの協力関係の構築に努めつつ、各コミュニティの実態に応じた施策を推進する。

#### (2) 関係行政機関等との連携

各所属は、関係行政機関等に対し、外国人犯罪の状況等に関する情報提供等を行い、関係行政機関等の実施する各種取組に警察として必要な協力を行うなど、関係行政機関等との連携に努める。

#### (3) 実態把握の推進

各所属は、実施すべき施策の具体的な内容、時期、方法等の選択及び決定が適切に行われるよう、外国人コミュニティの実態把握を着実に推進する。また、外国人コミュニティの実態は、社会経済状況等の変動に伴って常に変化するものであることから、各所属は部門間連携、関係行政機関等との連携に配意しつつ、外国人コミュニティ及びそのネットワークについて着実に実態把握を推進し、犯罪組織の浸透の予兆等を把握した場合には、早期に浸透を防止するよう努める。

#### (4) 違法行為に対する厳正な取締り

各所属は、我が国において在留外国人が安心して生活できるよう、在留外国人の就労等に際して悪質な仲介事業者等が介在することを防ぐため、悪質な仲介事業者等の実態把握に努めるとともに、これを把握した場合は厳正な取締りを行う。また、関係機関と緊密に連携し、不法滞在事犯、偽装滞在事犯等の取締りを推進する。

### 3 体制の確立等

#### (1) 体制の確立

総合対策の推進には、部門を超えて組織の総合力を発揮することが必要であることを踏まえ、「社会情勢の変化に即した治安対策検討委員会の設置について（通達）」（令和元年6月25日付け務甲達第82号ほか）に基づき、在留外国人の安全確保対策室を設置し、在留外国人の安全の確保のための諸対策を推進する。

#### (2) 賞揚の実施

(1)の責任者は、各所属が推進する各種施策や部門間連携等に関する功労があった所属又は職員に対して、積極的な賞揚を行う。